

平成 22 年 10 月 13 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 22 年(行コ)第 137 号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件(原審・東京地方裁判所
平成 21 年(行ウ)第 48 号)

口頭弁論の終結の日 平成 22 年 9 月 8 日

判 決

控訴人 京都一滋賀地域合同労働組合

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 京都生活協同組合

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会(以下「中労委」という。)が、中労委平成 19 年(不再)第 65 号事件について、平成 20 年 10 月 15 日付けでした命令を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第 1, 2 審を通じ、被控訴人の負担とする。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、被控訴人補助参加人(以下「補助参加人」という。)による後述の各行為が不当労働行為であるとして、京都府労働委員会(以下「府労委」という。)に救済申立てをした(府労委平成 18 年(不)第 3 号事件。以下「本件初審申立て」という。)が、府労委は、平成 19 年 11 月 2 日付けでこれを棄却した(以下「本件初審命令」という。)。

控訴人は、同月 15 日、本件初審命令に対して再審査申立てをした(中労委平成 19 年(不再)第 65 号事件)が、中労委は、平成 20 年 10 月 15 日付けで、これを棄却した(以下「本件命令」という。)ので、本件命令を不服としてその取消しを求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 2 事案の概要」の 1 及び 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 2 頁 13 行目の「X1」を「X1(以下「X1」という。)」に改める。
- (2) 4 頁 3 行目の「交渉事項」を「交渉事項等」に、同 11 行目の「同 7 月 10 日」を「同年 7 月 10 日」にそれぞれ改める。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は、理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 3 当裁判所の判断」に説示するところであるから、これを引用する。

- 1 9 頁 2 行目の「弁論の全趣旨により認定可能な」を「弁論の全趣旨によれば」に改める。
- 2 同 9 行目の「という各事実は」から 10 行目までを「が認められる。上記認定事実によれば、X1 がアルバイト職員の地位にあったため、本件手当等不支給とされたものと推認される。」に改める。
- 3 10 頁 18 行目の「同月 12 日」を「平成 18 年 5 月 12 日」に改める。
- 4 14 頁 16 行目の「ものであるし」を「ものである。そうすると」に、同 26 行目の「応じなかつたことから」を「応じなかつたとしても」にそれぞれ改める。

第 4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第 12 民事部